

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード  
指定感染症としての措置・運用のあり方に関するWG  
設置要綱

## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、本年1月、当時の知見に基づき厚生科学審議会感染症分科会で議論を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の措置を適用しなければ、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、法第6条第8項に基づく指定感染症（2類感染症相当）として政令により指定を行った。

指定感染症は政令により、感染症法上の権限の準用が可能であり、新型コロナウイルス感染症については、無症状病原体保有者への適用をはじめとした個々の権限について、必要性を踏まえ、政令で順次準用し、適用を行い現在に至っている。

一方、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）では、「今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用を更に図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく」とされたところである。

このため、これまでに把握されている医学的知見や疾病のコントロール・公衆衛生の観点からの必要性・重要性、感染者等の人権や負担との関係、および医療機関や保健所・衛生研究所等における状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する指定感染症としての措置・運用についての現状や課題を整理し、今後のあり方について検討するため、「アドバイザリー・ボード運営要領」2.（4）の規定に基づき、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボードの下に、新型コロナウイルスに関する感染症法上の措置・運用のあり方に関するワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

## 2. 構成・運営

- （1）アドバイザリー・ボードの下に本WGを置く。本WGのメンバーはアドバイザリー・ボードの座長が指名する者とする。
- （2）本WGに座長を置く。座長は、アドバイザリー・ボードの座長が指名する者をもって充てる。
- （3）本WGの座長は、必要に応じ、本WGの会合に関係者の参加を求めることができる。
- （4）事務局は、本WGの求めに応じ、検討に必要な情報の提供その他の必要な支援を行う。

### 3. 審議内容の公表等

- (1) 本WGの座長が適当と認めるときは、本WGの会合の一部またはすべてを非公開とすることができる。
- (2) 会合における審議内容の公表は、会議資料並びに開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事概要によることとする。
- (3) その他本WGの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(参考)

アドバイザリー・ボード運営要領（令和2年7月14日）（抄）

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部設置規程（令和2年1月28日厚生労働大臣伺い定め。以下「設置規程」という。）第8条の規定に基づき、設置規程第5条に定めるアドバイザリー・ボードの運営要領を次のとおり定める。

### 2. 構成・運営

- (1) 設置規程第5条の規定に基づき、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部の下に、アドバイザリー・ボードを置く。アドバイザリー・ボードのメンバーは本部長が指名する者とする。
- (2)・(3) (略)
- (4) アドバイザリー・ボードは、特定の事項を検討するため、アドバイザリー・ボードの下にWGを置くことができる。

## 【構成員】

今村 顕史 東京都立駒込病院 感染症センター長、感染症科部長

太田 圭洋 日本医療法人協会 副会長

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

釜范 敏 日本医師会 常任理事

齋藤 智也 国立保健医療科学院健康危機管理研究部長

砂川 富正 国立感染症研究所感染症疫学センター第2室長

中島 一敏 大東文化大学スポーツ・健康科学部 健康科学科教授

前田 秀雄 東京都北区保健所長

脇田 隆字 国立感染症研究所長

和田 耕治 国際医療福祉大学国際医療協力部長